

# 小田原市契約規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

## 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市契約規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成31年2月15日（金）
意見提出期間	平成31年2月15日（金）から平成31年3月18日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

## 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（1人）
インターネット	人
ファクシミリ	人
郵送	1人
直接持参	人
無効な意見提出	人

## 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	5

〈具体的な内容〉

(1) 入札参加資格に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>一般競争入札の理念からして、業者の信頼性を確保する面において、経営の規模及び状況を把握することは、重要であると考ええる。</p> <p>「経営の規模及び状況を要件としない」ことにより、公正・公平な一般競争といえるのかが疑問。</p>	D	<p>通常、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、契約の種類及び金額に応じた、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めていますが、今回の改正内容である「財産の売払い」に係る一般競争入札にあつては、資格を有しない一般の方も対象とすることを想定しています。</p> <p>そのため、経営の規模及び状況を要件としないこととします。</p>

(2) 契約保証金の納付の免除に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>競争入札参加者名簿は、競争に参加させるために関係書類の提出を受け・審査をして作成しているのでは。</p>		<p>競争入札の執行にあつては、競争入札参加資格者名簿に登録がある者を対象にしていますが、随意契約の執行にあつては、競争入札参加資格者名簿に登録がない者も対象としています。</p>
2	<p>官公庁との契約履行実績の内容をどの程度まで把握（確認）するのかを明確にする必要があるのでは。</p> <p>やみくもに官公庁との履行実績があるからとして、当該業者を信頼することに疑問を感じる。</p> <p>なお、契約保証金を納付する者との均衡をどのようにして図るのか。</p>	D	<p>契約保証金は、契約者の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保であつて、もしその者が契約上の義務を履行しない場合、その損害賠償の補填を容易にするものであるため、執行方法に関係なく契約保証金の納付を義務づけています。</p> <p>現在の規定では、名簿に登録がある者は、官公庁との契約履行実績による契約保証金の納付の免除規定を適用できますが、登録がない者には適用できません。そのため、名簿に登録がない者も、登録がある者と同様に、過去5年間（改正案）に官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を誠実に履行したものについて、契約保証金の納付を免除しようとするものです。</p> <p>なお、平成12年4月18日自治省通知「入</p>

		<p>札保証金及び契約保証金について」によれば、契約保証金の納付については、契約履行を確実に担保しようとする趣旨に反しない限り、地方公共団体の規則で定めるところにより契約保証金の全部又は一部を納付させないこととすることも差し支えないとされています。</p>
3	<p>単年度予算制度の理念からして、複数年契約を予測して制度化し、ましてや複数年契約の増加等を考慮して、契約実績の対象期間を2年間から5年間に延長する意図が把握できない。</p> <p>これでは指名競争や随意契約（特命）が先行することにならないか。</p>	<p>D</p> <p>地方自治法においては、予算の単年度主義に対し、特例として債務負担行為や長期継続契約が定められており、事務用機器、車両等の物品を借り入れる契約で、1年を超える契約が一般的であるものや、庁舎等の施設管理等の役務の提供を受ける契約で、1年を超えて契約する必要があるものについて、複数年度にわたり契約しています。</p> <p>このうち、長期継続契約における契約期間の上限は、物品を借り入れる契約では耐用年数の1.2倍の年数、役務の提供を受ける契約では5年としています。</p> <p>今回の改正の意図は、このような複数年契約の増加や業者の受注実績の状況などを考慮し、契約実績の対象期間を延長しようとするものであり、執行方法と契約保証金の納付の免除に直接的な関連性はないと考えています。</p>
4	<p>災害復旧等緊急時の工事であるがゆえに、工事期間中における事故（施工業者の不履行など）という最悪のことを考えれば、契約保証金の免除はすべきでない。契約保証金は適正な工事の履行がなされることの担保ではないのか。</p>	<p>D</p> <p>契約保証金は、契約者の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保であって、もしその者が契約上の義務を履行しない場合、その損害賠償の補填を容易にするものです。ただし、契約履行を確実に担保しようとする趣旨に反しない限り、契約保証金の全部又は一部を納付させないこととすることも差し支えないとされています。</p> <p>災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる応急復旧工事等については、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、競争入札に付することができず、特定の信用、能力等のある者と随意契約を</p>

		締結することが想定されます。契約履行が 确实とされる者を契約の相手方としなけれ ばならないため、契約履行を担保しようと する趣旨に反しないものと考えます。
--	--	--